

この面は、京都市の事業案内です。児童扶養手当現況届の注意は下のページです。

福祉・就労支援コーナー（令和6年度）

下記の区役所・支所内に設置し、求人情報の提供や職業相談・職業紹介を行っています。

※ 求人情報を見るだけでもお気軽にご利用ください。

○できること

福祉・就労支援コーナーでは次の就労支援が利用できます！

- 希望に沿ったお仕事探し
- 履歴書の添削や面接の練習
- 職業訓練に関する相談

※失業給付の受給手続は、お住まいの管轄のハローワークにて行う必要があります。

○利用できる方

市内にお住まいで児童扶養手当を受給されている方

○利用できる日時

- 「ひとり親家庭支援センターゆめあす」（巡回型）
【曜日】木（ただし祝日・12/28～1/4、センター休館日を除く）
【時間】①10時 ②11時 ③13時 ④14時 1人45分 予約制
- 区役所・支所内の「福祉・就労支援コーナー」
【曜日】月～金（ただし祝日・12/29～1/3を除く）
【時間】9時～12時・13時～17時（区役所・支所の開庁時間に限りです）
上京(水)、東山(金)、洛西(火)は巡回型となり、
利用時間も異なります。
上京と洛西は、ハローワーク西陣（075-451-8640）
東山はハローワーク京都七条（075-341-5528）へ
ご連絡ください。

○ご利用にあたって

初めてご利用される際は、事前にお電話で予約をお願いします。

※ 児童扶養手当受給者の方は、児童扶養手当証書をお持ちください。

◎【ひとり親家庭支援センターゆめあす】

左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
電話：075-708-7750

◎【区役所・支所内の「福祉・就労支援コーナー」】

区・支所	電話番号	区・支所	電話番号	区・支所	電話番号
北	075-280-8602	下京	075-280-8629	伏見	075-280-8611
左京	075-277-8639	南	075-280-8619	深草	075-277-8608
中京	075-277-8666	右京	075-279-8600	醍醐	075-277-8609
山科	075-280-8609	西京	075-280-8600		

注 意

・黒または青のボールペン(消せるボールペン除く)で記入して下さい。

1 提出期間

この届は、令和6年8月1日から8月31日までの間(土曜日・日曜日・祝日は閉庁)に区役所・支所の子どもはぐくみ室に提出してください。
9月1日以後に出された場合は、手当の支給が一時差し止められたり、支給時期が遅れる場合があります。

2 記入方法

- あなたの氏名等が記載されている方は、記載内容を確認してください。(記載内容が相違している方は(2)参照)
 - ③欄の「連絡先・携帯電話」「勤務先又は職業」「所在地」「証書」及び備考(生計維持方法等)欄を記入してください。
 - ⑤欄はあなたに配偶者がいるとき(同居していないときを含む)、⑥欄はあなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときにその氏名を記入してください。
 - ⑧欄は前年においてあなたに年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がある場合にその人数を記入してください。
 - ⑨欄の「同居・別居」のいずれか該当するものを○で囲み、「統柄」「在学学校名(入所保育所等名・入所施設名等)及び「学年」欄を記入してください。在学等していない場合は「なし」と記入してください。
 - ⑩欄の「公的年金又は遺族補償(児童)の受給状況(受給者・配偶者・支給対象児童について)」については、ア・イ・ウ・エのいずれか該当するものを○で囲み、アかイに該当する場合には→の「公的年金・遺族補償の受給者」欄に記入してください。
 - ⑪欄は、「父母が拘禁されている場合」又は「配偶者が政令で定める程度の障害の状態にある場合」に記入してください。
 - ⑫欄は、住民票上別世帯であっても同居している人全員(受給者本人及び支給対象児童を除く)について記入してください。「有・無」のいずれか該当するものを必ず○で囲んでください。
最後に氏名を記載してください。(その他の欄については、書く必要はありません。)
- 記載内容が相違している方及び用紙にあなたの氏名等が記載されていない方は、区役所・支所の子どもはぐくみ室の窓口から記入してください。

3 添付書類

- この届を区役所・支所の子どもはぐくみ室に提出するときに、表面の「添付書類」欄に記載した書類を添えて提出してください。
※ 必ず受給者本人が提出してください。
- 表面の「添付書類」欄に記載されていなくても、次のような場合はそれぞれ添付書類が必要です。
 - ⑨欄で同居から別居に変更された方は監護事実の証明書。
 - このほかにも必要な書類を提出していただくことがありますので、あらかじめ御承知ください。

4 その他

現在お持ちの手当証書は回収しますので、現況届、添付書類と併せて提出してください。

○ 虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、処罰される場合があります。

令和6年度 児童扶養手当現況届記入例

現況届は、手当を引き続き受けられる資格があるかどうかを審査するものです。令和6年7月末までに資格がなくなっている方は提出する必要はありません。

あなたに配偶者のあるとき、記入してください。

あなたと同居している、又は別居しているも生計を同じくしている(又は、あなたが養育者である場合は、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるとき、最も所得の高い方の氏名を記入してください。

児童の父母が拘禁されている方は、氏名等を記入するともに、あなたの配偶者が拘禁されている場合には、「拘禁証明書」を提出してください。

住民票上は別世帯であっても同居している人全員(受給者及び支給対象児童を除く)について記入してください。「有・無」いずれかを必ず○で囲んでください。

届出日は必ず記入してください。

続柄を記入して下さい。

あなたの氏名等の記載内容を確認してください。本人氏名、児童氏名、住所が相違している場合は、別途、届出が必要です。区役所・支所の子どもはぐくみ室(京北地域の方は京北出張所)の窓口に出してください。

平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれた所得税法上の扶養親族がある場合にその人数を記入してください。

養育費を受け取っている場合は、この欄には記入せず、別紙「養育費に関する申告書」に記入のうえ提出してください。

支払金融機関等を変更する方は、支払金融機関変更届を提出する必要があります(金融機関統合等による変更の場合も、提出が必要です)。

「自宅電話番号」「勤務先又は職業」「所在地」及び「連絡先電話番号」欄を記入してください。

令和6年10月31日まで有効な証書を添付しているか亡失した場合か○で囲んでください。手当が全部支給停止だった場合は全部停止を○で囲んでください。

生計維持方法等を記入してください。

公的年金等については、必ずア、イ、ウ、エのいずれかが該当するものを○で囲み、ア、イに該当する方は必ず「公的年金・遺族補償の受給者」欄に記入してください。

児童扶養手当現況届(6年度)		区・支所	受付年月日
① 氏名	京都花子	〒501-0124 東宮先・郡市電話	
② 住所	京都市長 京都市長	③ 収入・所得	211-0000
④ 生年月日	昭和50年11月11日	④ 収入の1	80,000
⑤ 性別	女	④ 収入の2	80,000
⑥ 学級	なし	④ 収入の3	80,000
⑦ 養育費	なし	④ 収入の4	
⑧ 養育費受取先	なし	④ 収入の5	
⑨ 養育費受取先住所	なし	④ 収入の6	
⑩ 養育費受取先電話番号	なし	④ 収入の7	
⑪ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の8	
⑫ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の9	
⑬ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の10	
⑭ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の11	
⑮ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の12	
⑯ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の13	
⑰ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の14	
⑱ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の15	
⑲ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の16	
⑳ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の17	
㉑ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の18	
㉒ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の19	
㉓ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の20	
㉔ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の21	
㉕ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の22	
㉖ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の23	
㉗ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の24	
㉘ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の25	
㉙ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の26	
㉚ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の27	
㉛ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の28	
㉜ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の29	
㉝ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の30	
㉞ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の31	
㉟ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の32	
㊱ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の33	
㊲ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の34	
㊳ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の35	
㊴ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の36	
㊵ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の37	
㊶ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の38	
㊷ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の39	
㊸ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の40	
㊹ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の41	
㊺ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の42	
㊻ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の43	
㊼ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の44	
㊽ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の45	
㊾ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の46	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の47	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の48	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の49	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の50	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の51	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の52	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の53	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の54	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の55	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の56	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の57	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の58	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の59	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の60	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の61	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の62	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の63	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の64	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の65	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の66	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の67	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の68	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の69	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の70	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の71	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の72	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の73	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の74	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の75	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の76	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の77	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の78	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の79	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の80	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の81	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の82	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の83	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の84	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の85	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の86	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の87	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の88	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の89	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の90	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の91	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の92	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の93	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の94	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の95	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の96	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の97	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の98	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の99	
㊿ 養育費受取先職業	なし	④ 収入の100	

誤記等による訂正を行う場合は、該当箇所

に署名又は訂正印をお願いします。

虚偽の内容を記載した場合、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、処罰される場合があります。

配偶者の職業を記入してください

(配偶者が政令で定める程度の障害の状態にある場合)

就労していない場合、必ず「なし」と記入してください。

(児童福祉施設等に入所しているときは、児童扶養手当は受給できません。)

(裏面もご覧ください)

